

東京基督教大学

学部、学科、課程、研究科、専攻ごとの名称及び教育研究上の目的

1 神学部

本学部は、キリスト教世界観に立つリベラル・アーツ教育による幅広い教養と、神学・国際キリスト教学（異文化理解と国際貢献）・キリスト教福祉学（介護福祉）の専門教育に加え、少人数人格教育を提供することにより、キリスト教信仰に立ち、教会と社会に仕える働き人を育成することを目的とする。
（学部規則第2条）

1.1 神学部神学科

神学科は、キリスト教リベラル・アーツ教育による幅広い教養に基づき、神学の専門基礎教育をとおして、キリスト教の教職者・教職候補者のみならず、広く教会と社会に貢献する人材を養成することを目的とする。
（学部規則第3条I）

1.1.1 神学部神学科神学専攻

神学専攻は3年次から、広く教会と社会に貢献することを希望する者に対して、旧約聖書学、新約聖書学、歴史神学、組織神学、実践神学、および、ユースミニストリー・教会音楽等の特化した学びか、または幅広く多岐にわたる神学の学びを提供することを目的とする。
（学部規則第3条I（1））

1.1.2 神学部神学科教会教職専攻

教会教職専攻は3年次から、将来教会教職を希望する者に対して、ギリシア語、ヘブライ語をはじめ総合的な神学教育カリキュラムを提供し、本学大学院または、他の大学院レベルでの神学教育に備えるための専門基礎教育を行うことを目的とする。なお、神学専攻以外の他大学の卒業生に関しても3年次から本専攻に受け入れる。
（学部規則第3条I（2））

1.1.3 神学部神学科アジア神学コース

アジア神学科コースは、アジアという地域に置かれている日本で、キリスト教リベラル・アーツ教育をはじめ専門科目に至るまで、英語で提供される授業のみで卒業可能なプログラムを持つコースである。在学中を通しクラスや寮などにおいて日本語と日本文化を学ぶことが求められる。卒業後は、日本で築いた様々なネットワークを用いて自国と日本の架け橋となるクリスチャンリーダーを養成することを目的とする。

(学部規則第3条Ⅰ(ア))

1.1.4 神学部神学科シニアコース

シニアコースは、人生経験や社会経験を生かし、牧師・伝道師・牧師補佐・個人伝道者としてキリスト教会において仕えることを目指す人材を育成することを目的とする。

(学部規則第3条Ⅰ(イ))

1.2 神学部国際キリスト教福祉学科

国際キリスト教福祉学科は、神学的視点と国際学的視点及び福祉的視点とを兼ね備え、国内外で、教育、出版、宣教、福祉など多様な活動において、指導的な役割を果たしうる人材を養成することを目的とする。

(学部規則第3条Ⅱ)

1.2.1 神学部国際キリスト教福祉学科国際キリスト教専攻

国際キリスト教専攻は、福音主義神学の基礎を修めるとともに、英語と専門言語、異文化理解、国際関係論といったカリキュラムを充実し、国際NGO職員、公務員、一般企業会社員、宣教師等に加え、上級神学校進学、国内外大学院進学を通してキリスト教の教職者を目指す人材養成を目的とする。

(学部規則第3条Ⅱ(1))

1.2.2 神学部国際キリスト教福祉学科キリスト教福祉学専攻

キリスト教福祉学専攻は、人々の生活の拠点である地域社会において「新しい福祉文化の創造」を担う幅広い視野をもった福祉の専門職業人(介護福祉士)、または福祉に関連する職業人を養成することを目的とする。

(学部規則第3条Ⅱ(2))

2 大学院神学研究科

本大学院は、本学の建学の精神に基づいて、教育基本法に則り、学校教育法の定めるところに従い、キリスト者である男女に、神学に関する学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、高度専門職業人である教会教職者（牧師・宣教師・伝道者・教会教育従事者・教会主事等）および神学研究者・教育者としての深い学識、卓越した能力および品格を培い、教会と社会の安寧と発展に寄与することを目的とする。

（大学院学則第2条）

2.1 大学院神学研究科神学専攻

①博士前期課程

プロテスタント・キリスト教の精神に立って、旧約・新約聖書に基づく高度で体系的な神学上の学識・深い霊性と高い倫理性・論理的説明能力・他者との協働による問題解決能力を身につけ、複雑な様相を呈する現代社会に生きる人々に対する深い理解をもって教会を形成し、より良き市民社会の実現のために貢献できる高度専門職業人としての教会教職者を養成することを主要な目的とする。また、将来、本学または他の神学教育機関において神学の教育・研究に携わる神学研究者・教育者の養成もその目的に加える。

②博士後期課程

豊かな学識を養い、神学上の総合的な方法論を用いて高度で創造的な神学研究を行う。これにより、グローバル化し複雑化する教会と社会の神学上の諸課題について提言し、新しい未来の構築に貢献できる、本学や国内外の大学及び神学教育機関の神学研究者・教育者、教会・宣教団体・キリスト教 NPO/NGO 等の神学における高度な専門性と研究能力を持った指導者を養成することを目的とする。

（大学院学則第8条（1））